

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	予防接種事務	
②事務の概要	1 評価対象事務の概要 ・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①予防接種の実施、②予防接種実費徴収、③無料券の発行、④予防接種の記録、⑤予防接種済証の交付、⑥健康被害の救済措置	
③システムの名称	地域健康支援システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名		
予防接種情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第14及び第126の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	[情報照会] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、第27、第28、第29及び第153の項 [情報提供] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、第26、第153及び第154の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	＜対象者:子ども＞こども部 こども家庭センター ＜対象者:成人＞ 保健福祉部 健康増進課	
②所属長の役職名	＜対象者:子ども＞こども家庭センター長 ＜対象者:成人＞ 健康増進課長	
6. 他の評価実施機関		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5684
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<対象者:子ども> 門真市 こども部 こども家庭センター 母子保健グループ 〒571-0064 大阪府門真市御堂町14番1号 電話06-6904-6500 <対象者:成人> 門真市 保健福祉部 健康増進課 管理・医療グループ 〒571-0064 大阪府門真市御堂町14番1号 電話06-6904-6400
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

「 1 人手を介在させる作業はない」

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	-----------	---

判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む)のパスワード等による保護	
-------	--	--

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分にやっている」と考えられる。
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月7日	7 請求先	門真市 総務部 法務監察課	門真市 総務部 総務課	事後	
平成31年4月1日	I . 1. ③ システムの名称	健康管理システム	地域健康支援システム	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	I . 3 法令上の根拠	第9条第1項 別表第一の10の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の10の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年総務省令第5号)第10条	事後	
平成31年4月1日	I . 5. ② 評価実施機関における担当部署	所属長 高田育子	所属長の役職名 健康増進課長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	IV リスク対策		新設	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	II いつの時点の計数か	平成27年1月27日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I . 4② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の17、18及び19の項	[情報照会ができる根拠法令] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条及び第13条の2 [情報提供ができる根拠法令] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2及び16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2及び第12条の2の2	事後	
令和3年3月1日	I . 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	1 評価対象事務の概要 ・予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①予防接種の実施、②予防接種実費徴収、③無料券の発行、④予防接種の記録、⑤予防接種済証の交付、⑥健康被害の救済措置	1 評価対象事務の概要 ・予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、当該市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務を行うものである。 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①予防接種の実施、②予防接種実費徴収、③無料券の発行、④予防接種の記録、⑤予防接種済証の交付、⑥健康被害の救済措置	事後	
令和3年3月1日	I . 3 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条及び第67条の2	事後	
令和3年3月1日	I . 4② 法令上の根拠	[情報照会ができる根拠法令] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18及び19の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条及び第13条の2 [情報提供ができる根拠法令] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2及び16の3の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2及び第12条の2の2	[情報照会ができる根拠法令] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条及び第13条の2 [情報提供ができる根拠法令] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2及び第12条の2の2	事後	
令和4年3月10日	I . 4② 法令上の根拠	[情報照会ができる根拠法令] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条及び第13条の2 [情報提供ができる根拠法令] ・番号法第19条第7号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2及び第12条の2の2	[情報照会ができる根拠法令] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条及び第13条の2 [情報提供ができる根拠法令] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2及び第12条の2の2	事後	
令和4年3月10日	II いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	Ⅳ リスク対策 5		新設	事後	
令和7年3月31日	I . 3 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条及び第67条の2	・番号法別表第14及び第126の項 ・主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2	事後	
令和7年3月31日	I . 4② 法令上の根拠	[情報照会ができる根拠法令] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19及び115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の3、第13条及び第13条の2 [情報提供ができる根拠法令] ・番号法第19条第8号 別表第二の16の2、16の3及び115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2及び第12条の2の2	[情報照会ができる根拠法令] ・番号法第別表第14及び第126の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、第27、第28、第29及び第153の項 [情報提供ができる根拠法令] ・番号法第別表第14及び第126の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、第26、第153及び第154の項	事後	
令和7年3月31日	I . 5① 部署	保健福祉部 健康増進課	＜対象者:子ども＞こども部 こども家庭センター ＜対象者:成人＞ 保健福祉部 健康増進課	事後	
令和7年3月31日	I . 5② 所属長の役職名	健康増進課長	＜対象者:子ども＞こども家庭センター長 ＜対象者:成人＞ 健康増進課長	事後	
令和7年3月31日	I . 8. 連絡先	門真市 保健福祉部 健康増進課 〒571-0064 大阪府門真市御堂町14番1号(門真市保健福祉センター内) 電話06-6904-6400	＜対象者:子ども＞門真市 こども部 こども家庭センター 母子保健グループ 〒571-0064 大阪府門真市御堂町14番1号 電話06-6904-6500 ＜対象者:成人＞ 門真市 保健福祉部 健康増進課 管理・医療グループ 〒571-0064 大阪府門真市御堂町14番1号 電話06-6904-6400	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ いつの時点の計数か	令和4年3月1日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ. 8 人手を介在させる作業		(項目及び記述の追加)	事後	様式改正に伴う変更
令和7年3月31日	Ⅳ. 11 最も優先度が高いと考えられる対策		(項目及び記述の追加)	事後	様式改正に伴う変更